

## 答 申 書

平成25年1月30日

えびの市長 村岡隆明 様

えびの市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 馬籠 勝典

### 第1 審査会の結論

えびの市長が、異議申立人（以下「申立人」という。）の情報公開請求に対して、平成24年9月10日付けえ長発第317号から第319号までにおいて行った、公文書一部公開決定及び非公開決定については、えびの市情報公開条例（平成12年えびの市条例第34号。以下「条例」という。）第8条の規定により、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときにあたり、当該非公開情報に係る部分を除いた部分につき公開すべきである。

### 第2 異議申立ての経緯

#### 1 情報公開請求

申立人は、条例第6条第1項の規定により、平成24年9月6日付けで、平成24年えびの市指定介護老人福祉施設整備・運営事業者公募（以下「本件公募」という。）に関する情報に係る公文書の公開請求（担当課：長寿介護課）を行った。

公開請求については、次のとおりである。

##### ① 受付番号第12号

平成24年えびの市指定介護老人福祉施設整備・運営事業者公募における、事業者選定を行った審査会の審査委員の資格、及び選出までに至るすべての資料（選定日時、選定人数など）又、学歴、職歴

##### ② 受付番号第13号

平成24年えびの市指定介護老人福祉施設整備・運営事業者公募において、事業者選定に至るまでの全ての資料及び議事録（7/10申請書提出締切日 7/27事業者プレゼン 7/31事業者決定）

##### ③ 受付番号第14号

平成24年えびの市指定介護老人福祉施設整備・運営事業者の公募に関する全ての資料

#### 2 公文書一部公開決定通知・公文書非公開決定通知

上記1の情報公開請求を受け、条例第11条第1項及び第2項の規定により、平成24年9月10日付けで次のとおり通知した。

① 受付番号第12号 ⇒公文書一部公開決定通知書（え長発第317号）

② 受付番号第13号 ⇒公文書非公開決定通知書（え長発第318号）

③ 受付番号第14号 ⇒公文書非公開決定通知書（え長発第319号）

### 3 異議申立て

申立人は、平成24年9月26日付け、公文書非公開決定異議申立書により、上記2の決定通知に対し、①の非公開とされた部分並びに②及び③の非公開決定を取り消し、いずれも公開を求める異議申立てを行った。

### 4 情報公開・個人情報保護審査会への諮問

上記3の異議申立てを受け、条例第20条第1項の規定により、平成24年9月28日付け、え長発第354号によりえびの市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

申立人の異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

### 1 え長発第317号について

えびの市指定介護老人福祉施設整備・運営事業者選定委員会（以下「本件選定委員会」という。）の委員は、えびの市指定介護老人福祉施設整備・運営事業者選定委員会設置要綱（平成24年5月21日えびの市告示第95号）により設置された委員会の委員であり、地方公務員法第3条第3項に規定する特別職に属する地方公務員に該当する。

本件選定委員会委員の氏名、資格、その選定手続の経緯等に関する情報は、保護すべき個人情報には該当しない。

よって、上記の公開を求める情報は、条例第7条第2号のア及びウに該当し、「公にしても個人またはその家族に権利利益を害する」ことはあり得ないものである。

公務員の職務の遂行に関する情報は、条例第1条の「市が市政に関し市民に説明する責務を全うする」ため、行政の説明責任として、最も基本的かつ重要なものであり、広く公開されなければならない。

### 2 え長発第318号及び第319号について

え長発第318号は、選定手続による事業者選定に至るまでの資料の、え長発第319号は、公募を行うまでの資料の公開を求めるものであるところ、えびの市は、いずれも条例第7条第6号の「その他当該事務または事業の資質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすものと認められるもの」として非公開情報にあたるとの理由で、公開を拒否している。

しかし、そもそも、条例第7条第6号に規定する「その他当該事務または事業の資質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすものと認められるもの」の前に「次に掲げるもの」という条項があり、本件公開を求める情報は条例第7条第6号が特に例外として定めたアないしエのいずれにさえも該当しないのである。そして、「適正な遂行に支障を及ぼすものと認められる」とは、条例が定めるいかなる非公開情報にもあたらない場合に、実施機関に与えられたまさに最後のものであって、実施機関に広汎な裁量権を与えるものではなくないのである。条例第1条に規定する「市が市政に関し市民に説明する責務を全うする」ためという基本的趣旨に則り、最も慎重に判断されなければならない、公にすることにより、

その事業の「適正な遂行」に「支障」を生じるかどうかは、客観的かつ厳格に判断されて認められることが必要であり、また、実施機関がこれを具体的かつ明確に証明できることが求められる。

えびの市による本件公募と選定は、えびの市の介護保険事業計画に基づく基盤整備事業として、特別養護老人ホームの整備・運営事業者を選定する目的で実施されるもので、えびの市の手続としては、応募者のプレゼンテーションや本件選定委員会による意見聴取の手続を経て、既に事業者が決定されて、公募、選定の手続は終了している。

したがって、情報が公開されたからといって、事業の適正な遂行に支障を及ぼすことはあり得ない。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張要旨は、おおむね次のとおりである。

##### 1 え長発第317号について

条例第7条第2号に該当することについて

個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができる情報である。本件公募は県の認可があつて終了するものである。市で選定した事業者について県の審査を受けることになるが、1番目に選定された事業者の計画に対して認可されない場合、再度の選定委員会を開催する。また今後も高齢者福祉施設の整備において同様の審査が行われる可能性もあることから、委員の氏名等が公表されると、外部から干渉され委員の自由な評価が妨げられるおそれがあり、公正かつ適正な意思決定に著しい支障が生じるため、設置要綱のみを公開するという一部公開とした。

##### 2 え長発第318号及び第319号について

条例第7条第6号に該当することについて

前述のとおり、本件公募に関し、再度の選定委員会が開催される可能性は十分考えられる。仮に、本件選定委員会の議事録、審査基準等の公開をすれば、再度選定委員会が開催された場合、一部の業者に利益を与えることになり、選定委員会での公正なプレゼンテーションの場が設けられず、公正かつ適正な事務の遂行に支障を及ぼすことになる。

したがって県に認可されるまでは意思形成過程にあると考え、その全部を公開できないと判断した。また将来の同種の事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする前例を作ることは明らかである。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 審査会の結論

当審査会は、公文書公開決定等審査諮問書（平成24年9月28日付けえ長発第354号）を受理し、本件異議申立てについて、実施機関の説明要旨及び申立人の口頭意見陳述を踏まえて審査したところ、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときにあたり、当該非公開情報に係る部分を除いた部分につき公開すべきであるという結論に至った。以下、審査会がかかる判断を行った理由を説明する。

##### 2 え長発第317号について

(1) 条例第7条第5号及び第6号の非公開情報が記録されていること

本事業の公募により選定された事業者が、県に認可されなければ再度選定委員会を開催することになるから、申立人が主張するように既に公募及び選定の手続は終了しているということにはならない。このことは、設置要綱が選定手続終了ではなく、平成25年3月31日までの時限としていることから、実施機関が再度の選定委員会開催も考慮し定めている。

申立人の請求する情報を公開した場合、その情報から選定委員を特定することは容易であり、利害関係人等からの接触のおそれがあるなど、選定委員会での自らの見識や信念に従った評価を行う条件が損なわれることになり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ又は特定のものに利益を与え、若しくは不利益を及ぼすことになり、情報公開請求に係る公文書には条例第7条第5号の非公開情報が記録されているといえる。

また、今後もプロポーザル方式により高齢者福祉施設の整備事業者を選定するために、同種の選定委員会を設置する際、委員の氏名等が公表されると、選定委員への就任を躊躇するおそれがあるなど、学識経験者の少ない当市においては選定委員の選考に適任の人材を配置することが難しくなるものであり、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行が著しく困難になり、情報公開請求に係る公文書には条例第7条第6号の非公開情報が記録されているといえる。

(2) 条例第7条第2号の非公開情報が記録されていること

申立人は条例第7条第2号アにあたと主張するが、当該情報が「公開」されているとする具体的な主張をしていない。また、申立人は同号ウにあたと主張するが、当該情報がその「職務遂行に係る情報」であること及び「公にしても当該公務員の個人又はその家族の権利利益を害することがないと認められること」についての具体的な主張もしていない。

したがって、申立人の主張する条例第7条第2号のア及びウに該当せず、情報公開請求に係る公文書には条例第7条第2号の非公開情報が記録されているといえる。

(3) 以上から、え長発第317号の情報公開請求に係る公文書には、条例第7条第2号、第5号及び第6号の非公開情報が記録されている。

3 え長発第318号及び第319号について

(1) 条例第7条第5号及び第6号の非公開情報が記録されていること

申立人は本件公募と選定については、応募事業者のプレゼンテーション、本件選定委員会の意見聴取の手続を経て、既に事業者が決定され、公募及び選定の手続は終了し、公募の目的は達成されている旨主張し、条例第7条第5号に該当しないと主張するようである。

また、本情報公開が、事業の適正な遂行に支障を及ぼすことはあり得ないと主張し、同条第6号にも該当しないと主張するようである。

しかし、そもそも同号のアからエまでの事務又は事業ごとに掲げた支障は、典型

的な支障を記述したものであって、当該事務又は事業における公にすることによる支障は、これらに限定されるものではなく、公にすると、それぞれに記述した支障以外の支障がある場合であっても、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの」の要件に該当するときは非公開とされるものである。そして同項の「適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの」とはその「認められる」との文言上、「認められる」かどうかにつき実施機関に広汎な裁量を与える趣旨である。さらに前述したとおり、設置要綱は、選定手続終了後ではなく、平成25年3月31日までの時限で定めていることから、県の認可がなされない場合は、再度選定委員会の開催が予定され、本件公募に関する選定までの事務は、終了していない。

申立人が請求する情報を公開した場合、採点基準、選定委員の詳細な採点結果、評価が明らかになる。これにより、利害関係人が選定されなかった批判及び不服を、自己に不利な評価をした選定委員へ向けるおそれがある。

また、先のとおり、本件公募の事業は終了していないことから、情報公開請求に係る公文書は内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、再度選定委員会が開催された場合、その選定基準、評価等が公開されていると、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれ、情報公開請求をした特定の者に不当に利益を与え、若しくは情報公開請求をしなかった者に不利益を及ぼす。したがって、情報公開請求に係る公文書には条例第7条第5号の非公開情報が記録されているといえる。

さらに、今後の高齢者福祉施設の整備事業者を選定するために、同種の選定委員会を設置する際、その審査基準等が明らかになっていると、その情報の公開請求をした者のみがプレゼンテーションの場で有利になって、特定の者に利益を与えることになり、その情報を公にする利益よりもやはり選定過程に不当に支障を及ぼす不利益が大きい。したがって、情報公開請求に係る公文書には条例第7条第6号の非公開情報が記録されているといえる。

#### (2) 条例第7条第3号の非公開情報が記録されていること

情報公開請求に係る公文書は、えびの市指定介護老人福祉施設の公募に応募した業者の営業上のノウハウ、運営方針、人事労務管理等が記録されており、条例第7条第3号の非公開情報が記録されている。

#### (3) 以上から、え長発第318号及び第319号の情報公開請求に係る公文書には、条例第7条第3号、第5号及び第6号の非公開情報が記録されている。

### 4 審査会の意見

今回の情報公開請求に関しては上述のとおり、条例第7条に該当する非公開情報が含まれる一方、非公開情報が記録されている部分は容易に区分して除くことができる。

条例は、公文書の公開を請求する市民の知る権利を保障するとともに、市が市政に関し市民に説明する責務を全し、市民の市政への参加のより一層の促進を図り、もって市

民の市政に対する理解と信頼を深め、地方自治の本旨に即した公正で開かれた市政の推進に資することを目的としている。

したがって、本条例の運用にあたっては、条例第 1 条に定める目的に添って事務を進めなければならないことから、今後の事務事業の執行の際は、その目的に十分留意されるよう要望する。

#### 第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

(別紙) 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 24 年 9 月 28 日	・諮問
平成 24 年 10 月 25 日	・実施機関に対し、非公開理由説明書の提出を要求
平成 24 年 10 月 26 日	・実施機関からの非公開理由説明書を受理
平成 24 年 10 月 26 日	・異議申立人に実施機関からの非公開理由説明書の写しを送付し、意見書の提出を要請
平成 24 年 11 月 1 日	・異議申立人からの非公開理由説明書に対する意見書を受理
平成 24 年 11 月 1 日	・実施機関に異議申立人からの意見書の写しを送付
平成 24 年 11 月 1 日	・実施機関に対し、対象文書の写しの提出を要求
平成 24 年 11 月 2 日	・実施機関からの対象文書の写しを受理
平成 24 年 11 月 8 日 (第 1 回審査会)	・諮問内容の確認と今後の審査の進め方についての審議 ・実施機関の口頭説明及び質疑
平成 24 年 11 月 15 日 (第 2 回審査会)	・異議申立人による口頭意見陳述 ・審議
平成 25 年 1 月 18 日 (第 3 回審査会)	・審議